

議案第 1

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）（案）

令和 3 年 6 月 2 5 日

（名称）幸手市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称	
幸手市地域内フィーダー系統確保維持計画	
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性	
<p>幸手市は、国道 4 号線を中心に市街地が発達し、病院や商業施設も国道 4 号線沿いに集中している。一方で居住地や公共施設は郊外にも拡散している。</p> <p>市の公共交通としては鉄道、路線バス、タクシーが挙げられ、路線バスについては、東武日光線幸手駅をはじめ、鉄道駅へと接続する路線が市内・市外を通り放射線状に延びている。</p> <p>このような状況の中で、市では平成 2 7 年 1 0 月から市内全域を運行区域とする予約制乗合運行のデマンド交通（区域運行型）を運行し、市民の日常生活を支える交通手段を確保しているが、東西へと大きく広がる地勢であり、1 便を 1 時間と設定していることから乗合率の向上が難しく、また、利用登録者数も 4, 0 0 0 人を超えており、予約が取れないなどの声も多く、市民の移動ニーズに対して十分に答えられない状況がある。また、より多くの利用者が利用したい時に利用できるよう、車両を増やす必要があるが、事業費が膨らむ一方で、大きな改善を期待することは難しい。</p> <p>このため、市で運行する公共交通の利便性及び効率性を高めるための見直しを実施し、デマンド交通から、利用者が利用したい時に利用ができ、多くの利用者に対応出来る定時定路線型の市内循環バスに令和 4 年 1 月から移行する。移行に当たってはこれまでと同様に、補助対象地域間幹線系統（朝日自動車五霞町役場～幸手駅線）との接続を確保し、利用者のための停留所相互の案内等、乗継円滑化のための特段の措置を行うことで、市内の公共交通の利便性向上を図る。</p> <p>また、市内循環バスでは、デマンド交通利用者の主な目的地である、中心市街地に点在している日常生活に必要な病院、商業施設、公共施設等を循環する路線を中心とし、東西地域からのアクセスも可能とした 5 系統を運行することで、増加する高齢者を中心としたより多くの市民の日常生活を支える交通手段を確保する。</p>	
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果	
(1) 事業の目標	
① 年間利用者数	
<u>デマンド交通</u>	
令和 4 年度（令和 3 年 1 0 月～令和 3 年 1 2 月）	1, 7 9 0 人
<u>市内循環バス</u>	
令和 4 年度（令和 4 年 1 月～令和 4 年 9 月）	1 9, 1 6 2 人
令和 5 年度（令和 4 年 1 0 月～令和 5 年 9 月）	2 5, 5 2 0 人
令和 6 年度（令和 5 年 1 0 月～令和 6 年 9 月）	2 6, 1 0 6 人
② 利用者 1 人当たりの市負担額	
<u>デマンド交通</u>	
令和 4 年度（令和 3 年 1 0 月～令和 3 年 1 2 月）	3, 7 1 1. 3 円
<u>市内循環バス</u>	
令和 4 年度（令和 4 年 1 月～令和 4 年 9 月）	1, 5 5 1. 5 円
令和 5 年度（令和 4 年 1 0 月～令和 5 年 9 月）	1, 5 5 1. 5 円
令和 6 年度（令和 5 年 1 0 月～令和 6 年 9 月）	1, 5 1 2. 9 円

(2) 事業の効果

デマンド交通及び市内循環バス路線を維持することにより、高齢者を中心とした市民の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、鉄道及び既存路線バスとデマンド交通及び市内循環バスのネットワークが連携することで、効率的な公共交通の運行体系が実現できる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

デマンド交通

・利便性を高め、利用者増を図るため、運行内容やオペレーション等の改善・見直しについて検討する。(幸手市)

市内循環バス

・路線図や時刻表等を掲載したパンフレットの作成・全戸配布、循環バス運行開始をお知らせするポスターの作成・市内公共施設等への掲示、市広報紙への記事掲載等、市民への周知・啓発を実施し、利用促進を図る。(幸手市)

・停留所となる商業施設等と利用促進につながる連携策について検討する。(幸手市)

・コース間の乗り換えや路線バス相互の乗り換えが多く想定されるため、利用者へ乗り換えに関する情報提供及び案内を積極的に行い、快適で効率的な利用を提供し、継続的な利用の定着を図る。(幸手市・事業者)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者

別添の表1のとおり。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

幸手市から運行事業者への委託料については、運賃収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

デマンド交通 株式会社東埼玉観光バス

市内循環バス 中田商会株式会社

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要 【地域間幹線システムのみ】

※該当なし

<p>9. 別表1の補助対象事業の基準に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】</p>
<p>別添の表5のとおり。</p>
<p>13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>※該当なし</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>※該当なし</p>
<p>15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</p>
<p>※該当なし</p>

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における
収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用
した利用促進策）
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担
額 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論

令和2年度

第1回 令和2年7月16日

- (1) デマンド交通運行状況について報告
- (2) 市内公共交通利用者アンケート結果について報告
- (3) デマンド交通の運行期間延長（令和3年3月31日まで）について協議・承認
- (4) 令和3年度地域内フィーダー系統確保維持計画について協議・承認

第2回 令和2年12月23日

- (1) 市内循環バス導入について協議、運行素案について承認
- (2) デマンド交通の運行期間延長（令和3年12月31日まで）について協議・承認

第3回 令和3年3月25日

- (1) 市内循環バス運賃について協議・承認
- (2) 市内循環バス運行事業者の選定方法について報告

令和3年度

第1回 令和3年6月25日

- (1) デマンド交通運行状況について報告
- (2) 市内循環バス運行管理業務受託事業者について報告
- (3) 令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画について協議

21. 利用者等の意見の反映状況

市が発行している広報紙の令和2年3月号にアンケート用紙を折り込み、令和2年3月1日から3月31日までの1か月間、紙ベースと電子申請を利用したインターネットによる2種類の回答方法で市民を対象とした「市内公共交通利用者アンケート」を実施した。

アンケート結果のうち「今後幸手市内で運行を希望する市が運営する公共交通」の項目で、デマンド交通を希望する方が11.9%にとどまった一方で、循環バスを希望する方が73.8%と多く、市内循環バスの導入について市内で協議を進めることとなった。

その後、幸手市地域公共交通会議において市内循環バスの導入について協議及び合意が得られたため、本計画のとおりデマンド交通から市内循環バスに令和4年1月から移行する。

22. 協議会メンバーの構成員

幸手市長又はその指名するもの	幸手市総合政策部長
一般乗合旅客自動車運送事業者の代表	朝日自動車(株)
一般貸切(乗合)旅客自動車運送事業者の代表	中田商会(株)、(株)東埼玉観光バス、幸手タクシー(有)、(有)共和タクシー
一般社団法人埼玉県バス協会の代表	一般社団法人埼玉県バス協会
一般社団法人埼玉県乗用自動車協会の代表	一般社団法人埼玉県乗用自動車協会
住民または利用者の代表	幸手市区長会
埼玉県運輸支局長又はその指名する者	国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表	朝日自動車労働組合
道路管理者又はその指名する者	埼玉県杉戸県土整備事務所
幸手警察署長又はその指名する者	幸手警察署
その他市長が必要と認める者	幸手市総務部長、健康福祉部長、建設経済部長、教育部長、埼玉県企画財政部交通政策課
事務局	幸手市市民生活部市民協働課

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 埼玉県幸手市東4丁目6番8号

(所 属) 幸手市市民生活部市民協働課

(氏 名) 小林 昂司

(電 話) 0480-43-1111 内線 173

(e-mail) kyoudou@city.satte.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和4年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
幸手市	(株)東埼玉観光バス	(1) 幸手市デマンド		幸手市		往 km 復 km	74 日	1,332 回		区域運行	①	補助対象地域間幹線系統朝日自動車五霞町役場～幸手駅線の幸手駅、りそな銀行前、権現堂にて接続	③
	中田商会(株)	(2) 中央コース	幸手市役所	東埼玉総合病院	幸手市役所	(循環) 10.9 km	220 日	1,760 回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統朝日自動車五霞町役場～幸手駅線の幸手駅、りそな銀行前、浅間横町にて接続	③
		(3) 東Aコース	保健福祉総合センター	東公民館	幸手市役所	(循環) 20 km	220 日	880 回		路線定期運行	①	幸手市役所で補助対象地域間幹線系統朝日自動車五霞町役場～幸手駅線の浅間横町にて接続	③
		(4) 東Bコース	幸手市役所	東公民館	保健福祉総合センター	(循環) 17.1 km	220 日	880 回		路線定期運行	①	幸手市役所で補助対象地域間幹線系統朝日自動車五霞町役場～幸手駅線の浅間横町にて接続	③
		(5) 西Aコース	幸手市役所	コミュニティセンター	幸手市役所	(循環) 15.8 km	220 日	880 回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統朝日自動車五霞町役場～幸手駅線の幸手駅、浅間横町、熊野神社前、権現堂にて接続	③
		(6) 西Bコース	幸手市役所	南公民館	幸手市役所	(循環) 11.9 km	220 日	880 回		路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統朝日自動車五霞町役場～幸手駅線の幸手駅、浅間横町にて接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。